



●市選挙管理委員会事務局 senkyo@city.ishikari.hokkaido.jp ●商工労働観光課 syoukour@city.ishikari.hokkaido.jp
●契約課 keiyaku@city.ishikari.hokkaido.jp

そのほか

中小企業特別融資貸付金 利子補助金

支払った利息の最大2%が補助される制度で、申請がなければ受けられません。

対象 平成18年10月1日～平成19年3月31日までに、石狩市中小企業特別融資制度の利用で利息を支払った方

申請期間 4月2日(月)～27日(金)

※厳守
申請方法 指定の用紙を持参または郵送

用紙設置場所 商工労働観光課(市役所3階)、石狩商工会議所、札幌信用金庫石狩支店、北海信用金庫花川支店、北門信用金庫石狩支店、北海道銀行花川支店、北洋銀行花川支店、北洋銀行花川北支店、札幌銀行花川支店

※石狩市HPからも入手可
申込・問合せ ☎066-3392 商工労働観光課 ☎72・3166

選挙のお知らせ

【北海道知事選挙・北海道議会議員選挙／石狩市長・石狩市議会議員選挙】

選挙公報の配布 北海道知事選挙・北海道議会議員選挙は4月

6日(金)までに配布

選挙名	知事	告示日	3月22日(木)
		投票日	4月8日(日)
	道議	告示日	3月30日(金)
		投票日	4月8日(日)
市長・市議会議員		告示日	5月13日(日)
		投票日	5月20日(日)

大切なあなたの一票 明るい未来

投票上の注意

・市の選挙人名簿に登録されている方が、道内の他市町村に転出した場合、知事・道議会議員の選挙権はありますが、投票の際、転出先市区町村長発行の「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」が必要で、なお、転出先の市区町村からさらに他市町村へ住所を移動した場合は投票できません。市長・市議会議員の選挙については、投票日(5月20日)前に転出すると投票できません。

点字シール 視覚障がい者の方が、知事選挙と道議選挙の投票用紙を判別できるよう、投票用紙の右上に「知事」「道議」の点字を打った透明シールが貼付されます。

石狩市中小企業特別融資 制度改正

改正日 5月1日

主な改正点

商店街振興組合が貸付対象に追加／申請時の添付書類が納税証明書から納税確認(同意)書に変更／優遇措置(利子補助金)が融資利率の最大2%から最大0.5%に変更

※その他の変更事項等、詳細はお問い合わせください

問合せ 商工労働観光課

☎72・3166

小規模修繕契約希望者 登録申請受付

既存の競争入札参加資格者登録とは別に、小規模事業者の受注機会確保のため、資格要件を緩和した登録制度です。事前に資格確認が必要。随時受付中。

資格要件 市内に主たる事業所を有する法人および市内の住民登録者(競争入札参加資格者を除く) ※希望業種履行のために必要な資格、許可を有すること(建設業許可は不要)

登録業種 土木・建築・内装ほか

資格有効期間 平成21年5月31日まで
受付時間・場所 契約課・各支所

国民年金

保険料額の改定

4月から平成20年3月までの国民年金保険料が、月240円引き上げられ14,100円となります。

前納制度

国民年金保険料を、前もってまとめて納めることで割引が受けられます。多忙で毎月の納付が困難な方や納め忘れがちな方はご利用ください。

平成19年度 国民年金保険料	1年前納額	割引額	半年前納額	割引額
定額保険料 (月額14,100円)	166,200円	3,000円	83,910円	690円
定額十付加保険料 (月額14,500円)	170,910円	3,090円	86,290円	710円

※この表は4月末までに納付する場合の額

保険料の未納はありませんか？

国民年金保険料を未納のままにしていると、老齢・障害・遺族基礎年金が受けられないことがあります。未納のある方は、郵送されている納付書を確認の上、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

20歳以上の学生の方へ

学生本人が一定額以下の所得である場合、申請により国民年金保険料を社会人になってから納付できる「学生納付特例制度」があります。

この承認を受けると、学生納付特例期間中の障がいなどの不測の事態には、その期間のほかに未納がなければ障害基礎年金が支給されます。ただし、学生納付特例期間は、年金の受給資格年数には算入されませんが、保険料を追納しないと老齢基礎年金の額には反映されません。この期間の保険料も過去10年までさかのぼって納付でき、追納すれば通常の年金額に戻すことができます。

申請に必要なもの

年金手帳(納付書でも可)、学生証または在学証明書、印鑑等
※本人の代理で親が申請する場合は、身分を確認できるもの

☎国民健康保険課国民年金担当 ☎72-3122
✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp



市民の声を活かす条例 審議会のうごき

●2月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
6	第3回使用料、手数料等審議会(企画財政課)	施設使用料及び減免規定の改定について	公開	0
8	第4回環境審議会(環境課)	石狩川河口海浜植物等保護条例に基づく保護地区の指定(諮問)	公開	1
9	第3回市民参加制度調査審議会(協働推進・男女共同参画担当)	市民参加手続に関する市民アンケートの調査結果	公開	1
20	第1回都市計画審議会(都市計画課)	平成19年度予算案件の説明について	公開	0
20	第3回石狩市民図書館協議会(市民図書館)	①利用者懇談会について ②平成18年度主な図書館事業の報告について ③平成19年度図書館運営計画(案)について ほか	公開	8
20	第4回障害福祉計画作成委員会(福祉生活課)	石狩市障がい福祉計画(素案)について	公開	1
22	第6回水道事業運営委員会(業務課)	第三者委託について	公開	8
23	第10回厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	交通システムについて	公開	0
26	第8回社会福祉審議会(福祉総務課)	地域生活支援事業の独自軽減について	公開	0
	石狩市介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(2月中6回開催)	非公開	—

図協働推進・男女共同参画担当 ☎72-3246
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

自衛官募集

募集種目	資格	受付締切	試験期日
幹部候補生	①22歳以上26歳未満の者 ②20歳以上22歳未満で大学卒業者(見込含む) ③28歳未満で、大学院の正規課程を2年以上修め、修士(技術幹部候補生は理学修士か工学修士)の学位取得者(取得見込含む)	4月1日(日)～5月11日(金)	【1次試験】 5月19日(土)・20日(日) ※20日は飛行要員のみのみ 【2次3次試験有り】 ※3次試験は飛行要員のみのみ
	20歳以上30歳未満で専門の大学卒業者(見込含む)		
	①20歳以上26歳未満で専門の大学卒業者(見込含む) ②28歳未満で薬学修士学位取得者		
2等陸・海・空士(男子)	18歳以上27歳未満	年間	受付時にお知らせ

☆詳しくは
自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所
☎011-383-8955
(電話でのお問い合わせは平日9:00～17:00)
自衛隊札幌地方協力本部ホームページ
<http://www.mod.go.jp/pc/sapporo/>
石狩市総務部総務課 ☎72-3149
✉soumu@city.ishikari.hokkaido.jp

石狩市国民保護計画

この計画は、武力攻撃事態等から住民等の生命・身体および財産を保護し、住民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることが目的です。

計画内容は市役所1階情報公開コーナー、3階総合危機管理室、各支所総務課、市民図書館、市HPでもご覧いただけます。

10時～16時(12時～13時除く)
※詳細は市HPに掲載
問合せ 契約課 ☎72・3155

有害鳥獣駆除

市内では、鳥獣による農作物等への被害を防ぐために、4月から有害鳥獣駆除を行います。安全対策には万全を期していますが、事故防止のためご注意ください。

実施期間 4月上旬～11月上旬
対象鳥獣 キジバト、ハシボソガラス、キツネ、シカ等
実施地域 五の沢・美登位・生振・北生振・八幡・大曲・志美・高岡・樽川地区、厚田区、浜益区等
駆除方法 法定銃器(空気銃、散弾銃等)

問合せ 総合危機管理室
☎72・3190

労働保険年度更新手続き

申告・納付は5月21日(月)まで。
【申告書記入要領等説明会】
日程・場所 4月16日(月)札幌サンプラザ(札幌市北区北24西5)／17日(火)札幌市教育文化会館(札幌市中央区北1西13)／20日(金)厚別区民センター(札幌市厚別区厚別中央1西13)まで。

駆除員の装備 「有害鳥獣駆除員」と書かれた白の腕章、オレンジ色のジャケットまたは目立つ格好。車には、有害鳥獣駆除を示す大きなシール等が張られています。 ※駆除員は、求めに応じて従事者証を提示します
問合せ 農水産課
☎72・3164

区厚別中央1・5) 時間・対象事業場 一般 10時～12時／建設業・林業 13時30分～15時
注意事項 申告書等の書類一式は持参、地域指定なし
【年度更新相談室】
日程・場所 ①4月2日(月)～5月21日(月)北海道労働局総務部(札幌市北区北8西2札幌第1合同庁舎)／②5月7日(月)～15日(火)札幌中央労働基準監督署(札幌市中央区大通西12札幌第3合同庁舎)／③5月16日(水)～21日(月)第3合同庁舎1階共用会議室 時間 9時～16時(①のみ17時まで)
【共通事項】

定年引き上げ

平成19年度から定年引き上げ等の義務年齢が63歳に引き上げられます。
65歳未満の定年を定めている事業主は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の定め廃止のいずれかにより、少なくとも63歳までの雇用確保措置を19年度から実施することが義務付けられています。
問合せ ハローワーク札幌北
☎011・743・8609